新旧対照表(第六条関係)○指定介護療養型医療施設の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十八号)

第四条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和二十三年法第四条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和二十三年法第四条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和二十三年法	(基本方針) (基本方針)	第一条・第二条(略)第一章から第五章(略)第一章から第五章(略)	改正案
第四条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和二十三年法第四条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和二十三年法第四条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和二十三年法第四条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和二十三年法	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	第一条・第二条 (略) 第一章から第五章 (略)	現行

五. 施設にあ 栄養士又は管理 ては、 栄養士 以 Ŀ 療養病床が百以上 0 指定介護療養型医 療

六 略

2

3 る。) 四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟 おその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第 人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限 下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有する病院 成 十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一 指定介護療養型医療施設 に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に 当該各号に定めるとおりとする。 (健康保険法等の一部を改正する法 項の規定によりな (以下「老 律 3

二 ~ 五 医師及び薬剤師 (略) それぞれ医療法上必要とされる数以上

及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては 栄養士又は管理栄養士

七 (略)

以上

4 5

6 数が百又はその端数を増すごとに一とする。 を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計 における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟 の員数の標準は、 有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員 療養病床を有する病院であり、 療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。 第一項第六号及び第三項第七号の規定にかかわら かつ、 老人性認知症疾患療養病棟を (専ら要介護者)に係る病室 6

7 施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならな指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療 い。ただし 入院患者の処遇に支障 が

7

ない場合は、

この

限りでない。

(新設)

五.

2

応じ、 る。) に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区: 四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟 おその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第 成十八年法律第八十三号) 下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有する病院 人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限 指定介護療養型医療施設 当該各号に定めるとおりとする。 附則第百三十条の二第一項の規定によりな (健康保険法等の一 部を改正する法 (以 下 分に

一 五 五 医師、 薬剤師 及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以

(新設)

老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数

六 (略)

4

• 5

を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計 ず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。 の員数の標準 数が百又はその端数を増すごとに一とする。 における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟 有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員 療養病床を有する病院であり、 は、 第一項第五号及び第三項第六号の規定にかかわら カュ つ、 老人性認知症疾患療養病棟 (専ら要介護者)に係る病室

施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならな ない場合は、 い。ただし、 指定介護療養型医療施設の従業者は、 規則で定める介護職員を除き、 専ら当該指定介護療養型医 入院患者の処遇に支障が

この限りでない。

8 その職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、 に従事することができるものとする。 の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務 第一項第六号、 第三項第七号及び第六項の介護支援専門員は、専ら 入院患者 8 第一項第五号、

9 · 1(略

(施設サービス計画の作成等)

2~5 (略) 第十八条 (略)

6

から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、 なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、 その他の情報通信機器 る指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条 っては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得 して行うことができるものとする。 において「担当者」という。)を招集して行う会議 (以下この項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対す 以下 「テレビ電話装置等」という。 ただし、入院患者又はその家族 (テレビ電話装置 担当者に対する を活用 担当者 6

(栄養管理)

7 5 13

(略)

患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院第二十条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持

(口腔衛生の管理)

理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管第二十条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保

に従事することができるものとする。の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務その職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者8 第一項第五号、第三項第六号及び第六項の介護支援専門員は、専ら

9 · 10 (略

(施設サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2 5

(略)

において「担当者」という。)を招集して行う会議る指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対す

から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対する

7 13 (略)

(新設)

(新設)

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	は、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の 田確化等の必要な措置を講じなければならない。 は、企業をでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉ので、3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、第二十八条 (略)2 (略)3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該指定必要な研修の受講機会を確保しなければならない。
(新設)	(新設) (新設)	(型のでは、 ・ とのでは、 ・

	 第	2 第	5 4	2 第
を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保付の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な体制の整備を行うととい。 (略) (基本方針)	を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。第三十八条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発(虐待の防止)	とができる。	(略) (略) (略) (略)	2·3 (略) 第三十条 (略) (非常災害対策)
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)	(新設) (掲示)	5 (略) 「一個のでは、1000年間である。」「「「のでは、1000年間である。」である。」であるければならない。「「のでは、1000年間である。」である。「のでは、1000年間である。」である。 () 「のでは、1000年間である。 () 「のでは、1000年間である。」では、1000年間である。 () 「のでは、1000年間である。 () 「のでは、1000年間である。」では、1000年間である。 () 「のでは、1000年間である。 () 「のでは、1000年間である。」では、1000年間である。 () 「のでは、1000年間である。」では、1000年間である。 () 「のでは、1000年間である。」は、1000年間である。 () 「のでは、1000年間である。」は、1000年間では、1000年には、1000年間では、1000年には、1000年間では、1000年には、1000年には、1000年間では、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には	2·3 (略) 第三十条 (略) (非常災害対策)

3 2 第四十五条 4 2 第四十四条 \ \ \ \ 兀 設備の基準は、 険等関連情報その他必 えないものとする。 8 いなければならない。 前項のユニットの病室は、 前項に規定するもののほか、 前 院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、 共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの ただし、 ル以上とすること。 (削る) (略) (削る) 病室は、 項のユニットの病室は、 (略) (略) の病室の床面積等は、 第一号ただし書の場合にあっては、 (略) いずれかのユニットに属するものとし、 規則で定める。 要な情報を活用し、 十・六五平方メートル以 次に掲げる基準を満たさなければならな 次に掲げる基準を満たさなければならな ユニット型指定介護療養型医療施設の 適切かつ有効に行うよう努 二十一・三平方メー 当該ユニットの 上とすること。 十五人を超 2 3 2 第四十五条 4 第四十四条 設備の基準は、 兀 \equiv 前項のユニットの病室は、 前項に規定するもののほか、 院患者の定員は、 共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの 前項のユニットの病室は、 イ 場合は、 (司生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの 病室は、 こと 書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とする については、 (略) (略) (略 0) ユニットに属さない病室をユニット 十・六五平方メートル以上とすること。 病室の床面積等は 入院患者相互間の視線の遮断を確保すること (略 いずれかのユニットに属するものとし、 規則で定める。 病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる おおむね十人以下としなければならない。 次の 次に掲げる基準を満たさなければならな 次に掲げる基準を満たさなければならな ユ V ニット型指定介護療養型医療施設 ずれかを満たすこと。 の病室として改修したもの ただし 当該 第 ユニットの 号ただし 0

えないものとする。 院患者の定員は、、 共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、 原則としておおむね十人以下とし のユニットの入 十五人を超

の病室の床面積等は、 第 号ただし書の場合にあっては ・六五平方メー トル - 以上とすること。 一・三平方メー

ル以上とすること。 (削る)

(削る)

兀 略)

3 設備の基準は、 前項に規定するもののほか、 規則で定める。 ユニット型指定介護療養型医療施設

4 (略)

第四十六条

前項のユニットの病室は、 次に掲げる基準を満たさなければならな

2

(略

院患者の定員は、 共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、 原則としておおむね十人以下とし 当該ユニットの のユニットの入 十五人を超え

ル以上とすること。 ただし、 の病室の床面積等は、 第 一号ただし書の場合にあっては、 六五平方メー 二十一・三平方メート ル 以 上とすること。

ないものとする。

(削る)

院患者の定員は、 共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの おおむね十人以下としなければならな

0 病室の 床面積等は 次のい ・ずれかを満たすこと。

こと。 書の場合にあっては、 十・六五平方メートル以上とすること。 二十一・三平方メートル以上を標準とする ただし 第 号ただし

イ

場合は、 については、 ユ ニットに属さない病室をユニット 入院患者相互間 病室を隔てる壁と天井との間に一 の視線の 遮断を確保すること。 の病室として改修したもの 定の隙間 が生じる

口

3

0

兀

(略)

設備の基準は、 前項に規定するもののほか、 規則で定める。 ユ ニット型指定介護療養型医療施設

4 (略)

第四十六条

2 前項のユニットの病室は、 次に掲げる基準を満たさなければならな

院患者の定員は、 共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、 おおむね十人以下としなければならな 当該ユニットの のユニットの 入

0 病室の 床 面積等 は 次 0 ず れかを満たすこと。

十・六五平方メートル以上とすること。 ただし 第一号ただし

条の三まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条の二及び第第五十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十(準用)	を	• ∓	4 (略)	(削る)
条 まで、第二十四条から第二十六条まで		· 五 ⌒	4 (略) というでは、規則で定める。 お頃に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の四 (略) というでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	

三節」と読み替えるものとする。する規程」と、第二十六条第二項中「この章」とあるのは「第五章第規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関施設について準用する。この場合において、第八条中「第二十七条に三十条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療

(電磁的記録等)

第五十六条 あって、 より行うことができる。 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で 場合を含む。)及び第十四条第一項 覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物 類、 に代えて、 合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、 又は想定されるもの(第十一条第 をいう。 これらに類するもののうち、 文書、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 以 当該書面に係る電磁的記録 謄本、 下この条において同じ。 指定介護療養型医療施設及び従業者は、 抄本、 正本、 この条例の規定において書面 副本、 項 (第五十五条において準用する場 複本その他文字、 で行うことが規定されている (電子的方式、磁気的方式その (第五十五条において準用する 作成、 図形等人の知 保存その (書面、 書面 書 他

2 例の規定において書面で行うことが規定されている、 電磁的方法(電子的方法、 ものについては、 の他これらに類するもの ることができない方法をいう。 指定介護療養型医療施設及び従業者は 当該交付等の相手方の承諾を得て (以下 磁気的方法その他人の知覚によって認識)

によることができる。 「交付等」という。 交付 説 眀 書面には 又は想定される のうち、 同 意 代えて この条 承諾そ

(委任)

要な事項は、規則で定める。第五十七条。この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必

三節」と読み替えるものとする。する規程」と、第二十六条第二項中「この章」とあるのは「第五章第規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関施設について準用する。この場合において、第八条中「第二十七条に三十条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療

(新設)

(委任)

要な事項は、規則で定める。第五十六条。この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必

七(略) 一以上 一以上 の指定介護療養型医療施設にあっては、	養		一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上	かわらず、次のとおりとする。	は、令和六年 三月三十一日までの間は、第四条第三項の規定にか	のに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数	日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたも	7 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一	三号中「六」とあるのは「四」とする。	での間は、第四条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第	る指定介護療養型医療施設については、令和六年 三月三十一日ま	法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。) であ	6 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療	附則
치	(新	<u>二</u> 分 五.	_	かわ	は、	のに	日に	7 老	三号	での	る指	法施	6 療	附
(略)			医師、	かわらず、	平成三十六	のに限る。)で	目において、	老人性認知症	三号中「六」と	間は、	る指定介護療養	行規則	療養病床を有	則
		(略)	薬剤師及び栄養士・そ	次のとおりとする。	一十六年三月三十一日ま)である指定介護療養	、 医療法施行規則第五	8.知症疾患療養病棟を有	ハ」とあるのは「四」と	での間は、第四条第一項第二号中	唆療養型医療施設につい	施行規則第五十二条の規定の適	水を有する病院(平成)	

三号中「六」とあるのは「四」とする。での間は、第四条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第での間は、第四条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第

る指定介護療養型医療施設については、平成三十六年三月三十一日ま

法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)であ

かわらず、次のとおりとする。は、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第三項の規定にかのに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたも老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一

〜五 (略) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上